

マイナンバーカード（個人番号カード）を作りませんか？ マイナンバーカード（個人番号カード）オンライン申請のお知らせ

南三陸町役場（町民税務課）窓口では、令和2年3月から職員がタブレット端末を利用して、マイナンバーカードの申請に必要な顔写真撮影（無料）からオンライン申請までの一連の手続きをお手伝いしています。なお、カードの受け取り時には、再度来庁が必要です。

①申請者

南三陸町に住民登録があり、マイナンバーカードを申請される人
※15歳未満・成年被後見人の人は、法定代理人の同行が必要です。
※この方式では、代理人が申請することはできません。

申請者	受付可否
本人	○可
法定代理人 (親権者や成年被後見人)	○可 ※必ず本人と一緒に来庁する必要があります。
任意代理人	×不可

②受付窓口および受付時間

受付窓口	受付時間
南三陸町役場 (町民税務課)	午前9時～正午 (平日のみ)

③申請時に必要なもの

申請者の本人確認書類 ※有効期限内の原本に限る。
(下記Aのうち1点、またはBのうち2点)
※Bのうち1点は、公的機関が発行したものが必要。

本人確認書類

A	運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード（顔写真入り）、住民基本台帳カード（顔写真入り）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
B	健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証、こども医療証、預金通帳 など

マイナンバーカード（個人番号カード）の受け取りについて

マイナンバーカードの交付準備が整いますと、交付通知書「はがき」が送付されます。交付通知書に記載されている期限内に、ご本人が必要書類を持って窓口へ受け取りにお越しください。

①交付通知書「はがき」が送付される時期

申請から約3週間程度で住所地に送付されます。

②マイナンバーカード受取時に必要なもの

- ・交付通知書「はがき」
- ・通知カード
- ・本人確認書類
(上記Aのうち1点またはBのうち2点)
- ・住民基本台帳カード（交付を受けている人のみ）
- ・マイナンバーカード（交付を受けている人のみ）

③マイナンバーカード交付時に、暗証番号を設定する必要があります。

事前に暗証番号を検討のうえ、ご来庁ください。

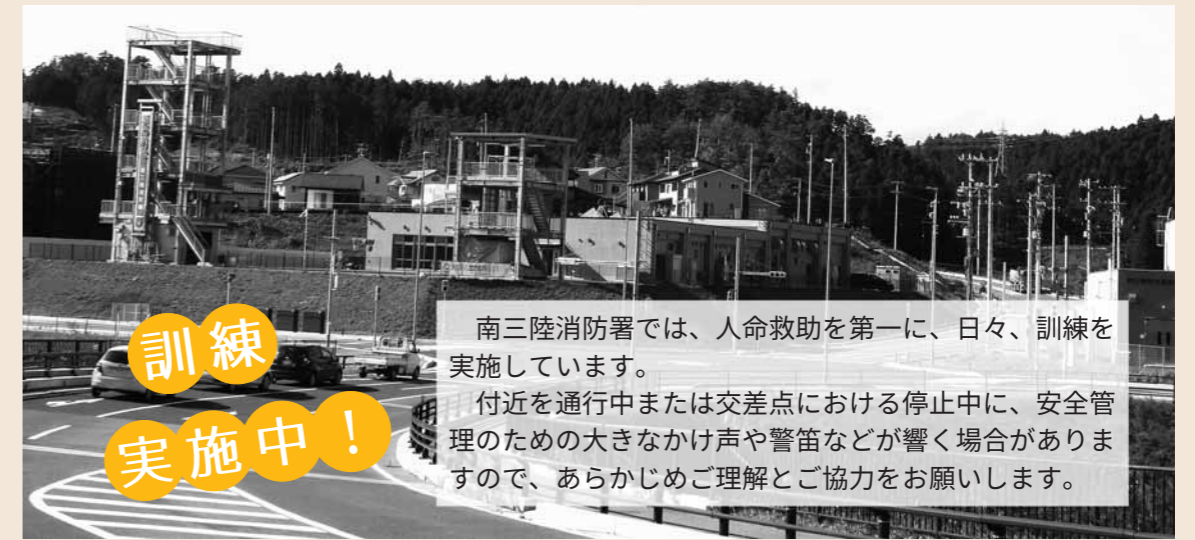
- 1 署名用電子証明書暗証番号（英数字6文字以上16文字以下で設定します。英字は大文字のA～Zまで、数字は0～9までが利用でき、いずれも1つ以上が必要です。）
- 2 利用者証明用電子証明書暗証番号
- 3 住民基本台帳用暗証番号

- 4 券面事項入力補助用暗証番号
(2～4は、数字4桁で設定します。同じ暗証番号を共通で設定できます。)

マイナンバーカードの申請方法は他にもあります

- ・郵送による申請
「個人番号カード交付申請書」に署名（記名）・押印し、顔写真を張り付け、送信用封筒に入れて郵便ポストに投函します。
- ・パソコン・スマートフォンによる申請
交付申請用のWEBサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力した上で、デジタルカメラで撮影した顔写真データを添付して送信します。
※交付申請書に記載の申請書IDを入力してください。
※交付申請書の再交付などを希望される場合は、町民税務課戸籍住民係までお問い合わせください。

☎ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373



南三陸消防署では、人命救助を第一に、日々、訓練を実施しています。
付近を通行中または交差点における停止中に、安全管理のための大きなかけ声や警笛などが響く場合がありますので、あらかじめご理解とご協力をお願いします。

☎ 総務課危機対策係 ☎46-1376 南三陸消防署 ☎46-2677

国民年金だより

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます — 年末調整・確定申告まで大切に保管を！ —

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

社会保険料の控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には送付された証明書（または保険料を納めたことの確認ができる書類など）の添付が必要になります。

また、令和2年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された人については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の照会は、控除証明書のはがきに表示されている専用ダイヤルにお問い合わせください。

国民年金一般については下記にお問い合わせください。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

〈今月の年金相談会〉

年金に関する相談事がありましたらご利用ください。
【日時】11月11日(水) 午前10時～午後3時30分
【場所】南三陸町役場 1階相談室

